

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年 1 月 19 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700519 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700228 号

第1 結論

請求者の A 社における平成 19 年 12 月 19 日の標準賞与額を 23 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 19 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 19 年 12 月 19 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 54 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 19 年 12 月 19 日

年金事務所からの通知により、A 社における請求期間の標準賞与額の記録が漏れていますことを知った。請求期間に賞与が支給されていたので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「お通帳未記帳取引明細」により、A 社から請求期間に 20 万 2,704 円の振込みが確認できる。

また、A 社の複数の同僚が保有する平成 19 年 12 月分給与支給明細書（賞与）並びに金融機関の預金元帳及び「お取引明細表」から判断すると、請求者は、同社から平成 19 年 12 月 19 日に 24 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料より低い厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、請求者から提出された「お通帳未記帳取引明細」及び複数の同僚が保有する給与支給明細書（賞与）により推認できる厚生

年金保険料控除額から、23万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答が得られないものの、A社の財務担当者は、平成19年12月19日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。